平成２２年（フ）第４８１号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目１番47―103号
債務者　松下奈穂美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３７１号
徳島県阿波市市場町上喜来字蛭子2186番地４
債務者　田中　晴久
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８９号
徳島県徳島市南田宮３丁目４番36　ハイツ18―203号
債務者　吉田　　篤
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４６号
徳島県鳴門市大麻町池谷字中内76番地
債務者　小川　泰範
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５６号
千葉県松戸市高塚新田638番地の68　越路方
債務者　下司　知和
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４８号
福島県いわき市内郷宮町宮沢２番地　市営住宅６―1141
債務者　大野日登美（旧姓柴崎）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７３４号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟634号
債務者　田坂　光江（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８７号
名古屋市西区比良３丁目506番地　エストウペンダ301号
債務者　渡邊　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８８号
愛知県北名古屋市鹿田西赤土147番地　タウン西赤土南館103号
債務者　渡邊ゆかり
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１１５号
愛知県瀬戸市瀬戸口町162番地　ライトスノーＢ―101
債務者　日比野学習塾こと　日比野千**歳**
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１２９号
名古屋市守山区市場17番30号　マンションサンパール104号
債務者　秋山　　巧
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４３号
神戸市東灘区住吉本町１丁目15番２号
債務者　永田いつか
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７０号
神戸市中央区山本通４丁目15番24―603号
債務者　金光宰姫こと　申　　宰姫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７３号
神戸市兵庫区新開地３丁目１番22号　神戸サンクレバー２Ｂ
債務者　藤澤　正枝
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２６号
神戸市垂水区西舞子６丁目３番43―605号、従前の住所神戸市垂水区舞子台２丁目３番５号
債務者　中川　進弘
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３１号
神戸市中央区楠町６丁目11番７号東マンション302号、従前の住所神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１神戸パークシティ１号棟1001号
債務者　北田　　修
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４４７号
神戸市東灘区深江北町３丁目２番10号　206号
債務者　荒井　早苗
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部